

最高人民法院による 植物新品種育成者権侵害に係る紛争事件の審理における 具体的な法律応用の問題に関する若干の規定

(2006年12月25日最高人民法院審判委員会第1411回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

植物新品種の育成者権侵害に係る紛争事件を正しく処理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國種子法」、「中華人民共和國民事訴訟法」、「全国人民代表大會常務委員會 北京、上海、広州における知識産権法院設立に関する決定」、「全国人民代表大會常務委員會 専利等の知的財産権事件の訴訟手続きの若干問題に関する決定」等の関連規定に基づき、植物新品種の育成者権侵害に係る紛争事件の裁判経験及び実情を踏まえ、具体的な法律応用の若干問題について次のとおり規定する。

第一条 植物新品種の育成者権の所有者(以下、「育成者権者」という。)又は利害関係者が植物新品種の育成者権の侵害を受けたと考える場合、法に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。

前項でいう利害関係者には、植物新品種の実施許諾契約の被許諾者、育成者権の財産権利の合法的承継人等を含む。

専用使用権許諾契約の被許諾者は、単独で人民法院に訴訟を提起することができる。独占的通常実施権許諾契約の被許諾者は、育成者権者と共同で提訴することができ、育成者権者が提訴しないときは、自ら訴訟を提起することもできる。通常実施権許諾契約の被許諾者は、育成者権者による明確な授権を経て、訴訟を提起することができる。

第二条 育成者権者の許諾を得ずに、登録品種の繁殖材料を生産し、繁殖させ、若しくは販売し、又は商業目的で登録品種の繁殖材料を別品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用する場合、人民法院は、植物新品種の育成者権の侵害であると認定しなければならない。

被疑侵害物の特徴、特性と登録品種の特徴、特性が同一であり、又は特徴、特性の差異が非遺伝的変異による場合、人民法院は、通常、被疑侵害物は登録品種の繁殖材料の生産、繁殖又は販売に該当すると認定しなければならない。

被疑侵害者が繰り返し登録品種の繁殖材料を母本としてその他の母本と別途繁殖させている場合、人民法院は、通常、商業目的で登録品種の繁殖材料を別品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用したことに該当すると認定しなければならない。

第三条 植物新品種の育成者権侵害の紛争事件に係る専門的な問題について鑑定が必要がある場合、双方当事者が協議の上で確定した鑑定資格を有する鑑定機関、鑑定人により鑑定する。協議が調わない場合、人民法院が指定する鑑定資格を有する鑑定機関、鑑定人により鑑定する。

前項に定める鑑定機関がなく、鑑定人がいない場合、相応の品種検査・測定技術レベルをもつ専門機関、専門家が鑑定する。

第四条 植物新品種の育成者権侵害の紛争事件に係る専門的な問題については、栽培地での観察・検査・測定、DNA 指紋法等の方法で鑑定することができる。

前項に定める方法により下した鑑定意見について、人民法院は法により証拠調べを行い、その証明能力を認定しなければならない。

第五条 育成者権者又は利害関係者は、人民法院に植物新品種の育成者権侵害訴訟を提起する前に、行為保全又は証拠保全を申し立てることができ、人民法院は審査を経て裁定を下す。

人民法院は、証拠保全措置を講じる際に、事件の具体的状況に応じて、関連する専門技術者を招聘して相応の技術規定に従って証拠採集に協力させることができる。

第六条 人民法院は、植物新品種の育成者権侵害の紛争事件を審理するにあたり、民法典第七十九条、第一千八百五十五条、種子法第七十三条の規定に従い、事件の具体的な状況を踏まえ、侵害者が侵害差止め、損失賠償等の民事責任を負う旨を判決しなければならない。

人民法院は、権利者の請求に基づき、権利者が権利侵害により被った実質的損失又は侵害者が権利侵害により得た利益に照らして賠償額を確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難である場合、当該植物新品種の育成者権の許諾料の倍数を参照して合理的に確定することができる。権利者が権利侵害行為を制止するために支払う合理的支出は別途計算しなければならない。

前項の規定に従っても賠償額の確定が困難である場合、人民法院は、権利侵害の性質、期間、結果、植物新品種の育成者権の許諾料の金額、植物新品種の実施許諾の種類、時間、範囲及び権利者が権利侵害を調査、制止するために支払った合理的な費用等の要素を総合的に考慮し、300 万元以下で賠償額を確定することができる。

他人の植物新品種の育成者権を故意に侵害し、情状が重大である場合は、第二項の確定額の1倍以上～3倍以下に照らして賠償額を確定することができる。

第七条 権利者及び侵害者の双方が、侵害物の価額評価を権利者が被った損失に充当することに同意する場合、人民法院は、これを許可しなければならない。権利者又は侵害者が価額評価による充当に同意しない場合、人民法院は、当事者の請求に従い、侵害者に、侵害物に対して活性を消滅させる等、それを再び繁殖材料として使用できないようにする処理を施すよう命じる。

侵害物が生長期にあり、又は侵害物の廃棄が重大な不利な結果を招く場合、人民法院は、侵害物の廃棄を命じる方法を採用せず、相応の合理的費用を支払うよう命じる判決を下すことができる。ただし、法律、行政法規に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第八条 農業又は林業で栽培を業とする個人、農村請負経営者が、他人の委託を受けて代わりに育成者権を侵害する繁殖材料を繁殖させ、代行繁殖物が育成者権を侵害する繁殖材料であることを知らず、かつ、委託者を明らかにした場合、賠償責任を負わない。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。